

<報道発表資料>

令和 7 年 7 月 31 日

**令和 6 年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況と
今後の取組について**

令和 6 年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況がまとまりました。
相談対応件数は、令和 5 年度と比較して減少しましたが、依然として高い水準で推移しています。

県では、引き続き、児童相談所の体制強化、早期発見のための相談窓口の普及、警察等の関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。

県民の皆様の温かい見守りと躊躇ない通告が児童虐待の早期発見、早期対応を可能にします。

今後とも、児童虐待防止に向けた取組への御理解、御協力をお願いします。

1 令和 6 年度における児童虐待に関する相談対応状況

令和 6 年度、県内の児童相談所（さいたま市児童相談所を含む。）における児童虐待相談対応件数は、15,781 件で、令和 5 年度（17,472 件）に比べて、1,691 件減（-9.7%）となりました。

令和 6 年度の相談対応状況の主な特徴

- ・ 虐待の種別では、「心理的虐待」が 62.4%で、前年度に引き続き最も高い割合を占めています。
- ・ 経路別では、警察からの通告件数が 10,065 件で最も多く、通告全体の 63.8%を占めています。
- ・ 虐待を受けた児童の 40.8%が、0 歳から就学前までの「乳幼児」です。
- ・ 主な虐待者は「実父母」の両方で 91.3%を占めています。

このほか、詳細は別表を御参照ください。

2 令和 7 年度における主な児童虐待防止への取組

(1) 児童相談所の体制強化

ア 虐待対応体制の強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員を 65 人増員するとともに、ICT を活用した児童相談所の業務効率化の推進により、児童虐待相談対応の充実を図っています。

イ 児童相談所の整備

児童相談所の管轄人口の平準化を図り、児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、令和 7 年 4 月 1 日に朝霞市内に県設置 8 番目となる埼玉県朝霞児童相談所（一時保護所併設）を開所しました。

(2) 児童虐待相談対応の充実

ア SNS を活用した相談窓口の運営

親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、家族からの虐待に関する子どもの悩みなどを SNS で相談できる窓口（無料）を開設しています。

(3) 警察や市町村など関係機関との連携強化、民間との協働

ア 警察との連携強化

児童相談所に虐待通告があったものについて、児童相談所と警察署間でリアルタイムに全件情報共有できるシステムを運用しています。

イ 市町村との連携強化

児童相談所 OB（児童福祉司経験者）を市町村に派遣し、相談援助技術の向上を支援するほか、市町村の担当職員に対する専門的研修の実施など、市町村における相談体制強化を支援します。

ウ 民間との協働

児童の安全確認体制の強化のため、通告等のうちリスクが低いと児童相談所が判断したものについて、民間団体に安全確認業務を委託しています。

(4) 児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）の実施

県が児童虐待防止推進月間として定めた 11 月を中心に、体罰禁止やこどもの放置の防止等を訴える広報活動等を展開します。

別表 「令和6年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」

1 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（さいたま市分を含む）※

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	(件)
件数	16,902	17,606	17,213	17,472	15,781	

※令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを対応件数から除外しています。

このため、令和2年度～令和3年度については虐待行為が無いことが確認されたケースを含めて計上しているため参考数値となります。

2 虐待の種別 (件)

	身体的 虐待	保護の 怠慢・拒否	性的 虐待	心理的 虐待	計
令和 5年度	3,765	2,568	162	10,977	17,472
令和 6年度	3,631	2,114	184	9,852	15,781
R6割合 (%)	23.0	13.4	1.2	62.4	100.0

3 経路 (件)

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 施設	警察	学校等	その他	計
令和 5年度	1,309	1,721	207	649	5	2	225	175	11,280	825	1,074	17,472
令和 6年度	1,188	1,454	168	780	2	2	214	137	10,065	839	932	15,781
R6割合 (%)	7.5	9.2	1.1	4.9	0.01	0.01	1.4	0.9	63.8	5.3	5.9	100.0

4 被虐待児の年齢 (件)

	0～3未満	3～就学前	小学生	中学生	高校生他	計
令和 5年度	3,041	4,459	5,996	2,636	1,340	17,472
令和 6年度	2,603	3,833	5,676	2,456	1,213	15,781
R6割合 (%)	16.5	24.3	36.0	15.6	7.7	100.0

5 主な虐待者 (件)

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
令和 5年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472
令和 6年度	6,887	679	7,515	68	632	15,781
R6割合 (%)	43.6	4.3	47.6	0.4	4.0	100.0

・表中の割合については、端数処理のため、構成比は必ずしも100%になりません。